

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | |
|--|---|---------|-----------|
| 会社名 | 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | コード | 8316 |
| 提出日 | 2024/10/1 | 異動(予定)日 | 2024/8/30 |
| 独立役員届出書の提出理由 | ・独立役員である山崎彰三氏が、2024年8月30日に死去したことに伴い、同日付で社外取締役を退任したため。 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | |
|----|---------------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|-------|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | | |
| 1 | 門永 宗之助 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 筒井 義信 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | 有 |
| 3 | 新保 克芳 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | 有 |
| 4 | 桜井 恵理子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | 有 |
| 5 | チャールズD.レイク II | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | 有 |
| 6 | ジェニファー ロジャーズ | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|--|--|
| 1 | 該当なし | 経営コンサルティングの分野で指導的役割を果たし、経営コンサルタントとしての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。 |
| 2 | 日本生命保険相互会社と当社グループとの間における2023年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。 | 企業経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。 |
| 3 | 該当なし | 企業法務の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。 |
| 4 | 該当なし | 企業経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。 |
| 5 | 該当なし | 企業経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。 |
| 6 | 該当なし | 企業法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、企業内弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。 |

4. 補足説明

| |
|--|
| |
|--|

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。